

水質汚濁防止法の届出案内

水質関係の届出様式は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすることができます。方法は以下のとおりです。

盛岡市公式ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>

- ・トップページ>オンラインサービス>申請書>環境・ごみ>環境保全・公害防止
- ・トップページ>広報 I D 1015234

届 出 窓 口

盛岡市環境部環境企画課

TEL019-651-4111 内線 8416～8419

<直通>019-613-8419

(令和2年3月24日現在)

工場・事業場からの排出水の規制及び届出について

工場・事業場から事業活動に伴って排出される排出水については、「水質汚濁防止法」（以下、「法」という。），「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（以下、「県条例」という。）等により，種々の規制があります。

この案内書は，工場・事業場からの排出水関係の規制及び届出の概要について解説しています。

○用語の定義

- ・公共用水域
河川，湖沼，港湾，沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠，かんがい用水路その他公共の用に供される水路
- ・特定施設
汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの（P4「届出対象施設」参照）
- ・特定事業場
特定施設を設置する工場又は事業場
- ・排出水
特定事業場から公共用水域に排出される水
- ・汚水等
特定施設から排出される汚水又は廃液
- ・有害物質使用特定施設
有害物質を，その施設において製造し，使用し，又は処理する特定施設
- ・有害物質貯蔵指定施設
有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設

1 届出対象地域

盛岡市全域が対象となります。特定事業場のすべての排水を下水道に排出する場合でも，**雨水等を公共用水域に排出する場合には届出が必要**となります。

なお，特定事業場のすべての排水を合流式下水道（終末処理場を有する下水道）に排出する場合は原則として届出は不要ですが，**有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場に限っては届出が必要**となります。

2 届出対象施設

- (1) 水質汚濁防止法に定める特定施設（P4「届出対象施設」参照）
- (2) 水質汚濁防止法に定める有害物質貯蔵指定施設
- (3) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に定める汚水等排出施設
湿式集じん施設又は廃ガス洗浄施設

（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1各号に掲げる業に用いるものを除く。）

3 設置等の届出

法に定める特定施設又は県条例の汚水等排出施設を設置（使用）・廃止する場合、施設の構造・使用方法（原材料を含む。）・汚水の処理方法・排水系統等を変更する場合及び代表者名その他届出事項に変更が生じた場合は届出が必要です。届出様式は盛岡市公式ホームページからダウンロードできます。（表紙参照）

(1) 届出一覧

届出の種類	届出の期限	届出書類	受理書	根拠条項
設置届 （合流式下水道区域内における有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置を除く。）	施設設置の着工60日前まで	法…様式第1 別紙1, 1の2*, 2, 3, 4, 6 県条例…様式第6 別紙1, 2, 3, 4, 5	交付	法 5①, ② 県条例 24
設置届 （上欄以外の施設）		法…様式第1 別紙12, 13, 14, 15		法 5③
使用届 （経過措置）	施設が指定された日から30日以内	法…様式第1 別紙1, 1の2*, 2, 3, 4, 6 県条例…様式第6 別紙1, 2, 3, 4, 5		法 6① 県条例 25
構造等の変更届	変更に係る着工60日前まで	法…様式第5 別紙1, 2, 3, 4, 5	法 7 県条例 26	
氏名等の変更届	変更の日から30日以内	法…様式第5 県条例…様式第2	なし	法 10 県条例 28の2
廃止届	使用廃止の日から30日以内	法…様式第6 県条例…様式第3		法 10 県条例 28の2
承継届	承継の日から30日以内	法…様式第7 県条例…様式第4		法 11③ 県条例 28の2

※ 有害物質使用特定施設の場合に限る。

(2) 添付書類

- ① 特定施設の配置図, 構造概要図, 操業系統図
- ② 排水処理施設の配置図, 構造概要図, 処理系統図
- ③ 排水系統図（雨水系統を含む。）、排出口の位置図
- ④ 事業場の位置図
- ⑤ その他参考書類

(3) 提出部数

2部（1部は写しで構いません。届出書受理後、1部は返却いたします。）

4 計画変更命令等（法第8条，第12条の4抜粋）

市長は、特定施設等の設置届又は構造等の変更届があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずることができます。

また、市長は有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る届出において、当該施設が構造基準等に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずることができます。

5 改善命令（法第13条，13条の2，13条の3抜粋）

市長は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。

また、市長は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が構造基準等を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができます。

6 報告及び検査（法第22条抜粋）

市長は、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であった者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができます。

7 罰則（法第30条～第35条抜粋）

- (1) 特定施設の設置若しくは変更に係る計画変更命令又は改善命令に違反した場合
法……………1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
県条例……………1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- (2) 特定施設の設置若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
法……………3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
県条例……………3月以下の懲役又は15万円以下の罰金
- (3) 前項6の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げるなどした場合
法……………30万円以下の罰金
県条例……………10万円以下の罰金

○届出対象施設

水質汚濁防止法の特定施設（水質汚濁防止法施行令 別表第1）

番号	施設の種類
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈でん施設 (ニ)掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。) (ロ)牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。) (ハ)馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)分離施設 (ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設

番号	施設の種類
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む。) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
27	26以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ホ)塩ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(5・10・13以外)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)蒸りゅう施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離機 (ホ)フ ^{ふつ} 素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブデンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設

番号	施設の種類
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)蒸りゅう施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
37	31・32・33・34・35・36 以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、51 に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 (ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ハ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 (チ)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 (リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 (ヌ)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (オ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 (ワ)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (コ)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (ク)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料精製施設 (ロ)塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)脱酸施設 (ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	28～45 以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗施設(ロ)ろ過施設 (ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)動物原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)分離施設 (ニ)混合施設(有害物質を含有する物を混合するものに限る。) (ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)脱塩施設 (ロ)原油常圧蒸りゅう施設 (ハ)脱硫施設 (ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ)潤滑油洗浄施設

番号	施設の種類
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)タンニンづけ施設 (ニ)クロム浴施設 (ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)研磨洗浄施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)抄造施設 (ロ)成型機 (ハ)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (ハ)圧延施設 (ニ)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)還元そう (ロ)電解施設(溶融塩電解施設を除く。)(ハ)焼入れ施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設 (ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗浄施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が 10,000m ³ /日未満の事業場に係るものを除く。) (イ)沈でん施設 (ロ)ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設(前番号に該当するものを除く。)
66 の 3	旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗たく施設 (ハ)入浴施設
66 の 4	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が 360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 6	飲食店(66 の 7 及び 66 の 8 に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)

番号	施設の種類
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66 の 8 に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1000m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場(卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和 46 年政令第 221 号)第 2 条第 2 号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第 14 号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が 800 m ² 未満の事業場に係るもの及び 71 に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するものをいう。)である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの (イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの (ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算出方法により算出した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72・73 を除く。)

○ 排水基準等

1 有害物質に係る排水基準及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

排水基準（法第3条第2項）（昭和46. 6. 21総理府令第35号別表第1）（県条例第23条第2項）（県条例施行規則別表第9）

有害物質を含む要件（法第8条，第12条の3）（平成元. 8. 21 環境庁告示第39号）

有害物質の種類	許容限度		有害物質を含む要件
カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.03 mg/リットル	0.001 mg/リットル
シアン化合物	シアン	1 mg/リットル	0.1 mg/リットル
有機リン化合物（パラチオン，メチルパラチオン，メチルジメトン及びEPNに限る。）		1 mg/リットル	0.1 mg/リットル
鉛及びその化合物	鉛	0.1 mg/リットル	0.005 mg/リットル
六価クロム化合物	六価クロム	0.5 mg/リットル	0.04 mg/リットル
砒素及びその化合物	砒素	0.1 mg/リットル	0.005 mg/リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005 mg/リットル	0.0005 mg/リットル
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		0.0005 mg/リットル
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/リットル	0.0005 mg/リットル
トリクロロエチレン		0.1 mg/リットル	0.002 mg/リットル
テトラクロロエチレン		0.1 mg/リットル	0.0005 mg/リットル
ジクロロメタン		0.2 mg/リットル	0.002 mg/リットル
四塩化炭素		0.02 mg/リットル	0.0002 mg/リットル
1, 2-ジクロロエタン		0.04 mg/リットル	0.004 mg/リットル
1, 1-ジクロロエチレン		1 mg/リットル	0.002 mg/リットル
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4 mg/リットル	0.004 mg/リットル
1, 1, 1-トリクロロエタン		3 mg/リットル	0.0005 mg/リットル
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06 mg/リットル	0.0006 mg/リットル
1, 3-ジクロロプロペン		0.02 mg/リットル	0.0002 mg/リットル
チラウム		0.06 mg/リットル	0.0006 mg/リットル
シマジン		0.03 mg/リットル	0.0003 mg/リットル
チオベンカルブ		0.2 mg/リットル	0.002 mg/リットル
ベンゼン		0.1 mg/リットル	0.001 mg/リットル
セレン及びその化合物	セレン	0.1 mg/リットル	0.002 mg/リットル
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素	10 mg/リットル	0.2 mg/リットル
	海域に排出されるもの ほう素	230 mg/リットル	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素	8 mg/リットル	0.2 mg/リットル
	海域に排出されるもの ふっ素	15 mg/リットル	
アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100 mg/リットル	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはアンモニア性窒素0.7mg/リットル，亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素0.2 mg/リットル，硝酸化合物にあつては硝酸性窒素0.2 mg/リットル
1, 4-ジオキサン		0.5 mg/リットル	

- 備考 1 「検出されないこと。」とは。府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を測定した場合において，その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は政令一部改正施行（昭和49. 12. 1）の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23法第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については，当分の間，適用しない。
- 3 「有害物質を含む要件」に該当する特定地下浸透水を地下に浸透させてはならない。

2 生活環境に係る排水基準

(法第3条第2項) (昭和46. 6. 21総理府令第35号別表第2)

(県条例第23条第2項) (県条例施行規則別表第10)

項 目	単 位	許 容 限 度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下, 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (河川等に排水する場合適用)	mg/リットル	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量〔COD〕 (湖沼, 海域に排水する場合適用)	mg/リットル	160 (日間平均120)
浮遊物質質量〔SS〕	mg/リットル	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/リットル	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/リットル	30
フェノール類含有量	mg/リットル	5
銅含有量	mg/リットル	3
亜鉛含有量	mg/リットル	2
溶解性鉄含有量	mg/リットル	10
溶解性マンガン含有量	mg/リットル	10
クロム含有量	mg/リットル	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000
窒素含有量	mg/リットル	120 (日間平均60)
燐含有量	mg/リットル	16 (日間平均8)

備考 1 「日間平均」による許容限度は, 1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排水基準は, 1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は, 硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

4 水素イオン濃度, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は, 政令一部改正施行(昭和49. 12. 1)の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については, 当分の間, 適用しない。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は, 海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し, 化学的酸素要求量についての排水基準は, 海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

6 窒素含有量についての排水基準は, 窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼, 海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

7 燐含有量についての排水基準は, 燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼, 海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

○有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者の皆様へ

法では、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存が義務付けられています。

具体的な基準等については環境省ホームページ「[水質汚濁防止法の改正について](#)」及び「[地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル](#)」をご覧ください。

1 構造等に関する基準遵守義務等（法第12条の4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、「施設」という。）の設置者は、施設の床面及び周囲、施設本体に付帯する配管等、施設に付帯する排水溝等、地下貯蔵施設について定められている構造、設備及び使用の方法に関する基準を満たす必要があります。

2 定期点検の義務（法第14条第5項）

施設の設置者は、施設の構造等について、目視等の方法により定期点検を実施し、その結果を記録し、保存する必要があります。

盛岡市環境部環境企画課

郵便番号：020-8531

盛岡市若園町2番18号／若園町分庁舎

電話番号 019-613-8419 (ダイヤルイン)

019-651-4111 (代表)

FAX番号 019-626-4153

e-mail kankyou@city.morioka.iwate.jp

〈若園町分庁舎案内図〉

